

長野県内社協公益事業
**あんしん創造ねっと「生活改善支援事業」
実施要領**

第1 目的

この要領は、あんしん創造ねっとに加入する社会福祉協議会（以下、「社協」）が、総合相談により把握した相談者の生活課題の解決に向けて、支援を行うための手続等を定める。

第2 事業の名称

この事業の名称は、「あんしん創造ねっと（生活改善支援事業）」と称する。

第3 事業の内容

(1) 買い物等同行支援事業

- ①趣 旨 多様なニーズを抱える相談者に対して、職員が買い物に同行することを通じて、支援関係の構築につなげることを目的とする。また、買い物をきっかけに、継続した相談支援や家計支援等につなげる。
- ②対象者 生活に困窮している方、家計の管理に不安がある方等
- ③金 額 相談者1世帯に対して上限10,000円
- ④留意点 1世帯に対して1回まで利用可能。

(2) 地域住民との協働活動支援事業

- ①趣 旨 地域住民と関係機関が協力して、地域から孤立した住民等への個別支援を行う際、必要となる経費を負担し取り組みを支援する。
- ②利用例 自宅が片づけられなくなってしまった方の家を、地域住民と支援員が協力して片づける場合のごみ処理費用等
- ③金 額 1件につき上限10,000円

(3) 医療受診支援事業

- ①趣 旨 相談支援の中で、障害者手帳の取得や障害年金の申請をするうえで、病院の受診費用が捻出できずに支援が膠着してしまうケースを防ぐ。
- ②対象者 障害者手帳を取得するために病院の受診が必要な方
- ③金 額 1人の相談者に対して上限10,000円

第4 利用申請及び報告の手続き

- ① 本事業の利用を希望する加入社協は、様式1をあんしん創造ねっと事務局（以下、「事務局」）である長野県社協に提出し承認を得た後、原則として加入社協で経費を立替えて事業を実施する。
- ② 事業実施後、様式2及び領収書（支払証明可）を事務局に提出する。
- ③ 事務局は内容を確認後、指定口座に入金する。

附則

この要領は、平成30年7月6日から実施する。

この要領は、令和元年6月1日から実施する。